監督規程の運用について

- 1 監督員が受注者に承諾を与える場合の方法について(第3条第2項関係) 監督員が次に掲げる場合の受注者に与える承諾については、当該図書及び資料に直接承諾印を押印する方法により行うことができるものとし、この場合には、監督規程第3条第2項に規定する工事打合簿の作成及び交付を省略することができる。
 - (1) 受注者が作成した工事施工のための細部設計図又は原寸図に対して承諾を与えようとするとき。
 - (2) 設計図書に指定され、又は監督員が必要と認めて指示した工事用材料を資料により承諾を与えようとするとき。
- 2 工事一部履行届及び工事履行届に添付する写真について(第20条、 第21 条関係)

監督員は、受注者から工事履行届を提出させるときは、次の写真を添付させるものとする。

- (1) 工事一部履行届(部分払又は工事打切りの場合)に添付する写真
 - ① 工事着手前写真
 - ア 土木工事については、全景又は代表部分を撮影したもの
 - イ 建築工事については、敷地の状況を撮影したもの
 - ウ 電気設備工事(増設、改設の場合)については、主要な電気室、機械 室及び施工関連箇所を撮影したもの
 - エ 機械設備工事(増設、改設、冷暖房、防災整備工事等の場合)については、主要な機械室及び施工関連箇所を撮影したもの
 - ② 出来高状況写真
 - ア 工事の進捗状況の概況を撮影したもの
 - イ 水中又は地下埋設が主体となる工事については、アのほか水中又は地下に埋設する工事目的物の設置状況を撮影したもの (管渠布設写真等)
- (2) 工事履行届(工事完成の場合)に添付する写真
 - ① 工事着手前写真
 - (1)の①と同じ
 - ② 工事完成写真
 - ア 十木工事については、全景又は代表部分を撮影したもの
 - イ 建築工事については、外観、主要な内部等を撮影したもの
 - ウ 電気及び機械の設備工事については、主な配管、配線、機器等及び装置 一式の完工状況を撮影したもの
 - エ 水中又は地下埋設が主体となる工事は、アのほか水中又は地下に埋設する工事目的物の設置状況を撮影したもの(管渠布設写真等)